明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の規定に基づき、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村を指定する件（**総務**九五）　一

告示

○総務省告示第九十五号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項の規定に基づき、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第六十八号）第一条第一項に規定する選挙の期日においては平成二十三年東北地方太平洋沖地震の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村を次のように指定する。

平成二十三年三月二十三日

総務大臣　片山　善博

岩手県
　陸前高田市
　大槌町　山田町
　田野畑村　普代村　野田村
宮城県
　仙台市　塩竈市　多賀城市
　亘理町　山元町　松島町　七ヶ浜町　女川町
福島県
　相馬市
　広野町　双葉町　新地町
　川内村　葛尾村